

財務省第5入札等監視委員会

令和5年度 第1回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和5年9月21日～令和5年10月12日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学・教授）	
審議対象期間	令和5年4月1日（土）～令和5年6月30日（金）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：スマートグラスの運用等 一式 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ （法人番号9010601021385） 契約金額：46,087,800円 契約締結日：令和5年4月3日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：東京港埠頭監視カメラシステムの撤去 一式 契約相手方：三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社 （法人番号5240001001530） 契約金額：27,280,000円 契約締結日：令和5年4月3日 担当部局：東京税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：麻薬探知犬用餌の購入に係る単価契約 契約相手方：株式会社シューエイ商行 （法人番号8040001003263） 契約金額：@18,150円ほか 契約締結日：令和5年4月3日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関大型監視艇建造 一式 契約相手方：三菱造船株式会社 （法人番号7020001122958） 契約金額：1,757,800,000円 契約締結日：令和5年5月31日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：スマートグラスの運用等 一式 契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (法人番号9010601021385) 契約金額：46,087,800円 契約締結日：令和5年4月3日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札となった要因・応札業者拡大の方策</p> <p>高落札率となった要因</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>輸出入申告官署の自由化(※1)に伴う申告官署と蔵置官署の物理的距離の問題の解消(※2)を主目的として令和4年度に本格導入(令和5年2月運用開始)したスマートグラスについて、令和5年度においても引き続き運用するために、通信、ソフトウェアライセンス、サーバ利用等の提供を受けるものです。</p> <p>(※1) 輸出入申告官署の自由化以前の輸出入申告は、輸出入しようとする貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署にのみ行うことができるとされていたが、自由化後は、AEO事業者の行う申告については申告官署が限定されなくなった。</p> <p>(※2) スマートグラスを付けて貨物検査(蔵置官署)を行うことにより、距離を隔てた申告官署においてもPC・タブレット上でリアルタイムに検査状況を確認することが可能。貨物検査に係る申告官署と蔵置官署間の詳細な事前調整の解消に資する。</p> <p>本件の運用対象であるシステムの構築については、「スマートグラス等の調達」(契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、契約日：令和4年11月11日、システムの納入期限：令和5年1月31日)において履行させたところです。</p> <p>本件入札公告時は「スマートグラス等の調達」における構築期間中であったため、運用対象であるシステムに係る詳細資料を他事業者に対して提供できなかったことから、1社応札となった可能性があります。</p> <p>来年度については、入札公告期間中の閲覧資料の充実を図るとともに、公告期間及び参加資格等級の拡充を検討しています。</p> <p>積算資料上の技術者単価を用いた妥当性の検討を行ったうえで、同社の見積書を基に予定価格を算出したため高落札率となりました。なお、応札業者</p>

意見・質問	回答
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>本件運用契約は期間が1年間ですが、今後も当該スマートグラスの運用を継続する場合、応札業者の拡大は難しいのでありませんか。</p> <p>1者応札となった理由として、本件入札公告時は運用対象であるシステムに係る詳細資料を他業者に対して提供できなかったことが挙げられていますが、このこと自体に問題はないのでしょうか。</p> <p>詳細資料がなければ他業者は見積すらできないように思われますが、入札の前に、この状態を解消する手段を検討したのでしょうか。</p> <p>運用のみの場合、積算項目の価格の相当性はどのように確認していますか。例えば、人については、2人で1年間対応する金額となっていて、その人件費は、それぞれ1669万円、1920万円です。これは、本件の運営支援に必要な人の人件費の水準として相当と理解したものでしょうか。また、人件費は、サーバーやルーターの使用料とは別に加算されていて、純粋に運用における人的支援と理解しましたが、平均で毎日2人が張り付かなければならないものと理解してよいのでしょうか。</p>	<p>以外に見積書の提出に応じる業者は存在しませんでした。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>案件の性質上、応札業者の拡大が困難であることはご認識のとおりですが、入札を実施する側の姿勢として、引き続きできる限りの努力は行ってきたいと思います。</p> <p>受注リスク等の見込みという点においては、情報量の多寡が有利・不利を左右する面は否めませんが、詳細資料があるにも関わらず特定の者にしか開示しなかったという性質のものではないため、入札手続き自体に問題はなかったと認識しております。</p> <p>詳細資料の不在を回避する手段として考えられる手立ては、構築完了の前倒しか本件履行の後ろ倒しのいずれかとなりますが、構築完了の前倒しについては進捗状況を鑑み難しく、本件の履行後ろ倒しについてはサーバ等の利用ができなくなることから取り得る手段がない状況であった点、ご理解いただければ幸甚です。</p> <p>人件費として対応している常時の作業としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理 ・保守対応（電話・メール対応、現地での作業等） ・サーバ死活監視 ・サーバの脆弱性診断・評価・分析・対応 ・サーバメンテナンス、リソース管理等 <p>が挙げられます。このほか、適宜の対応として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーション対応（機能改善、不具合調査・改修） ・機器故障、交換対応、機器セットアップ等 ・ドキュメント作成（例：OSバージョンアップによる設定手順書） ・新機器利用の場合の動作検証 ・説明会等の対応 <p>となっております。年間にかかる工数を平均すると0.8人月となります。</p> <p>従いまして、月あたりは1人月未満で対応していることとなり、人件費総額は約1,600万円となります。</p>

意見・質問	回答
<p>名古屋税関では、スマートグラスの数と補助機器の数が一致していませんが、補助機器が不要のスマートグラスがあるということでしょうか。</p> <p>積算内訳のWi-Fiルータの金額算定の根拠として数量87台とされていますがWi-Fiネットワーク機器の台数よりもルータの数が多い理由をご教示下さい。</p> <p>第19条における契約不適合責任及び品質保証義務違反の規定については、システムの構築や物品の納入の場合には適合しますが、運用における義務を課す場合は、運用における責任を追及しやすいような規定は考えにくいでしょうか。今後、別業者に運用を委託することになった場合、それまで構築された品質保証と運用上の責任の分岐が問題になると思います。</p>	<p>スマートグラスでは対応の難しい貨物の底面や危険貨物の撮影等に使用するために補助機器としてタブレット、スマートフォンを導入しております。</p> <p>令和4年度「スマートグラスの調達」を実施するにあたり、各税関に配備希望調査を行った結果をもって数量を決定していることから、各税関に実情によりスマートグラスの数と補助機器の数が一致していないこともあります。</p> <p>スマートグラス27台、補助機器（タブレット）9台、監督者用端末34台の合計70台は通信SIMを有していないため、それぞれWi-Fiルータとセットで利用しますが、補助機器（スマートフォン）17台については通信SIMを有していることから、Wi-Fiルータは不要となります。</p> <p>そのため、Wi-Fiルータ（70）と回線利用料（87）の数値が一致しておりません。</p> <p>契約書につきましては、財務省大臣官房会計課が作成した契約書ひな型を利用しているところです。</p> <p>構築業者と運用事業者との責任分界点につきましては、要件定義書において明示できるように検討していきたいと思っております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：東京港埠頭監視カメラシステムの 撤去 一式 契約相手方：三菱重工マシナリーテクノロジー株 式会社 (法人番号5240001001530) 契約金額：27,280,000円 契約締結日：令和5年4月3日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>低落札率となった要因 (31.6%)</p> <p>2者応札でもう1者の入札価格</p> <p>予定価格の算定方法</p> <p>落札業者が広島市であるがこの契約金額で業務 実施の問題ないか</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》 監視カメラシステムの撤去工事だけなら多数 の業者が参加しそうに思いましたが、先行して設 置工事契約があると、当該業者が有利なのかもし れません。予定価格を大きく下回りましたが、そ の後フォローアップ調査は適切だったと思いま す。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》 東京港における埠頭監視カメラシステム(平成28 年4月運用開始)が標準使用期間(6年間)を経過 したことから、既存システム一式を撤去させるもの です。</p> <p>埠頭監視カメラシステムの更改については、別途 賃貸借及び保守を同者と契約していたところ、当該 契約における設置工事と本件撤去作業の工期が重 なることから、撤去に係る工期の短縮等が可能とな りました。</p> <p>40,720,000円(税込)</p> <p>2者から今回の仕様を明示したうえでの市場価 格調査を実施し、安価な方を採用して予定価格の積 算を行いました。</p> <p>同者と別途契約している賃貸借及び保守と本件 は同時期且つ同一施工場所であることから、労務費 等の節減に繋がっている旨の説明が同者からあつ たため、問題はなかったものと思料されます。</p> <p>《担当部局からの回答》 契約相手方となるべき者の申込みが調査基準価 格を下回った場合の調査につきましては、「予算決 算及び会計令第85条の基準の運用方針等について」 に則り行っておりますところ、適切との評価をいた だきありがとうございます。</p>

意見・質問	回答
<p>予算決算及び会計令第85条では、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとするされていますが、この基準は作成されているのでしょうか。作成されている場合、その内容をご教示ください。</p> <p>同時期に撤去と設置を行うことができれば、競争という観点からすると、落札者に有利になると思われませんが、その点については、今回の入札では考察されたのでしょうか。また、設置と撤去を同時に入札することはできなかったのでしょうか。</p> <p>撤去と設置を同時に行うことによって、工期短縮が可能とのことですが、その点について、落札者が提出した入札金額内訳書のどの部分を見れば理解できるのでしょうか。</p> <p>低落札率になった理由としては、同じ業者との別契約における工事の工期が重なったことのみが理由として記されています。この点は理由として理解できますが、2者応札のうち1社も47%の半分で応札しており、差額の実額が極めて大きいです。もう1社も別件での工期が重なっていたために半分以上で入札したと考えられるのであれば、論理的に、工期の一致が低落札率の理由といえると評価できますが、仮にそうでないのであれば、積算額の水準（撤去作業の場合の水準として）についても実勢価格からは高かったということはないのでしょうか。</p>	<p>予算決算及び会計令第85条により作成が定められている基準としましては、「予算決算及び会計令第85条の基準について」が発出されており、本件もこれに則っております。</p> <p>予定価格が1,000万円を超える工事又はその他の請負契約について、当該事務連絡において定められており、「その他の請負契約」については、「契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合」とされております。</p> <p>東京港埠頭監視カメラシステムの更新契約とのシナジーが働く点について、入札実施前に確証が得られていれば、「競争に付することが不利と認められる場合」として価格交渉のうえ特命随意契約とすることも考えられましたが、本件入札に先立って撤去に係る見積を2者から徴したところ、2者間の見積に大差はなかったことから、機会均等という意味を込めて一般競争入札を実施しております。</p> <p>設置と撤去を同時に入札することはできなかったのかという点につきましては、更新に係る予算は令和4年度予算であった一方、撤去に係る予算は令和5年度予算に計上されていたことから、令和4年度案件である東京港埠頭監視カメラシステムの更新に係る入札と分割せざるを得なかったところであります。</p> <p>入札実施前に徴した見積書の規模感と比較すると、例えば、現地工事費81,480千円が入札金額内訳書においては12,520千円となっております。</p> <p>見積徴取と平行して積算資料による概算を算出した結果が約100,000千円であったところ、2者の見積はいずれも当該概算を下回っており、また、当該見積額は27か所の現地設置状況について熟知している2者（※）から提出されたものであることから、積算額の水準としては妥当であったと考えております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：麻薬探知犬用餌の購入に係る単価契約</p> <p>契約相手方：株式会社シューエイ商行 (法人番号8040001003263)</p> <p>契約金額：@18,150円ほか</p> <p>契約締結日：令和5年4月3日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>一者応札となった要因</p> <p>高落札率となった要因 (99.8%)</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件契約につきましては、令和5年度における麻薬探知犬用餌を調達するにあたり、安価かつ効率的に調達するために単価契約を締結したものです。</p> <p>入札実施に先立ち、競争性を高めるため取扱業者を調査し、入札への参加を呼び掛けましたが、結果としまして入札に参加したのは本件契約者のみとなり、一者応札となったものです。本件につきましては、犬用餌の取扱業者で令和4・5・6年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有している者はほとんどおらず、また、什器や事務用品等の取扱業者は犬用餌の仕入ルートを持っていないことから参加が困難であるという声が聞かれましたが、今後も可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うことにより、競争性の向上に努めてまいります。</p> <p>高落札率となった点につきましては、見積価格が安価であった者が本件契約者となったことが要因と考えられます。予定価格の算出にあたっては、市場価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの見積価格の聴取に努めてまいります。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="245 277 703 309">《回覧による委員からの質問・意見》</p> <p data-bbox="220 331 815 582">犬用餌の調達案件に対して、応札業者が事務用品等を取り扱う業者なのは驚きました。ペット用品取扱業者にとって、入札資格が厳しすぎるのでしょうか。また、見積を提出した2番目の業者は、どうして応札しなかったのですか。</p> <p data-bbox="220 878 815 1178">犬用餌の取扱業者で競争参加資格を有している者が殆どいないこと、什器や事務用品の取扱業者は、犬用餌の仕入ルートを持っていないことは、何時の時点で分かったのでしょうか。落札後であるとすると、事前に情報が得られなかった理由は何ですか。</p> <p data-bbox="220 1424 815 1563">これまでも麻薬探知犬用餌の入札をしていたと思いますが、今回の落札者と同じだったのでしょうか。</p> <p data-bbox="220 1639 815 1832">麻薬探知犬用の餌は、他の犬用の餌とは異なる特殊な成分のものが必要なのでしょうか。犬用として販売されている各種の餌の中で適合するものはないのでしょうか。</p>	<p data-bbox="847 277 1139 309">《担当部局からの回答》</p> <p data-bbox="847 331 1458 801">官公庁が実施しています入札案件におきましては、犬用餌等の調達は少ないと思われまます。そういった理由からペット用品取扱業者で「令和4・5・6年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）」を有している者が少ないものと考えられます。見積を提出した2番目の業者については、事務用品等を中心に取り扱っている業者であるため犬用餌の調達は可能であるものの安価に仕入れるルートがないため入札参加には至らなかったと伺っております。</p> <p data-bbox="847 878 1458 1348">犬用餌の取扱業者で競争参加資格を有している者が殆どいないことにつきましては、見積依頼をした際となります。ペット用品取扱業者に競争参加資格の有無を確認したところ、有している者を見つけることができませんでした。また、事務用品等取扱業者で犬用餌の仕入ルートを持っていないことにつきましては、入札参加の声掛けをした際となります。犬用餌の仕入れルートがないとの回答がほとんどでした。</p> <p data-bbox="874 1424 1070 1456">同一となります。</p> <p data-bbox="847 1639 1458 1724">一般的に広く販売されている市販品を参考商品としております。</p>

意見・質問	回答
<p>契約書によると、契約不適合の餌が納入された場合には、履行の追完及び損害賠償請求が可能とされていますが、これまで、そのような事態が生じたことはありますか。仮に契約不適合物の餌を与えたことによって、麻薬探知犬に病気等が発生した場合は、契約金額を超える損害が発生する可能性があります。その可能性は低いという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>参考商品は外国製の商品のように、同様の商品は輸入する以外に入手できないのでしょうか。また、購入物品明細書に記載された規格【原材料】および《保証分析値》を満たしているかの検査はどのようにして行われるのでしょうか。</p>	<p>契約不適合の餌が納入されたことはありません。これまで仕様書に記載されている参考製品を納入しているため、契約不適合の餌が納入される可能性は低いと考えております。</p> <p>日本製の同等品も存在しますが、これまで麻薬探知犬が健康を維持しており問題がないことから参考製品を継続しています。また、仕様書の購入物品明細書に記載された規格【原材料】および《保証分析値》を満たしているかの検査は、納入された餌の製品情報を確認して行っています。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：横浜税関大型監視艇建造 一式</p> <p>契約相手方：三菱造船株式会社 (法人番号7020001122958)</p> <p>契約金額：1,757,800,000円</p> <p>契約締結日：令和5年5月30日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>予定価格の算定方法</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>予定価格の算定に利用された「令和3年度調達 『横浜税関大型監視艇設計業務』において提出 された船価調書」は本件「しおかぜ」の代替艇の設 計業務ですか。また、設計業務を実施した設計事 務所は、本件落札業者とは関連ありませんか。</p> <p>令和3年度に調達した「横浜税関大型監視艇設 計業務」は、本船の設計業務という理解でよろし いでしょうか。令和3年の設計業務の落札者は、 今回の落札者と同じでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>仙台塩釜地区配備の監視艇「しおかぜ」につつま して、新造から20年を経過し、廃艇となるため、 代替艇となる監視艇を建造するものです。</p> <p>本件の予定価格につきましては、令和3年度に調 達した「横浜税関大型監視艇設計業務」において、 請負業者から成果物として提出された船価調書に 基づき積算したものです。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>船価調書につきましては、ご認識のとおり「しお かぜ」代替艇設計業務で提出されたものとなりま す。設計事務所のHPを確認したところ、本件落札 業者以外で建造した船舶においても設計及び監理 業務の実績が複数あり、特別な関連は無いものと思 料されます。</p> <p>令和3年度に調達した「横浜税関大型監視艇設 計業務」はご認識のとおり、本船のものです。設計業 務の落札者と本件の落札者は異なります。</p>

意見・質問	回答
<p>物価上昇が不透明であることから入札辞退が生じていますが、請負契約条項第27条（賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更）などでは、カバーできないのですか。</p> <p>本船は、本仕様書及び一般配置図に基づき建造されるとされており（3頁）、承認図書の一覧が示されていますが、一般配置図は109頁に記載された図面という理解でしょうか。</p> <p>承認図書と予定価格積算書の「9. 設計費」との関係をご教示ください。設計業務を行えば設計図書が作成されるように思われますが、承認図書の項目と設計費の項目とが異なるようですので、その関係をご教示ください。</p> <p>3年度の船価調書提出時から物価上昇が顕著であったため見積りの再取得を行ったとされていますが、それは、備考欄に見積書と記載されている項目でしょうか。</p> <p>予定価格積算書の備考欄には、船価調書から値引きされたものや、船価調書そのままのものなどがありますが、その違いは何でしょうか。</p> <p>本件は、納期が令和5年5月31日～令和7年5月31日とされていますが、この納期は余裕があるのでしょうか。</p> <p>契約書第23条には受注者の請求による工期の延長の規定がありますが、この規定が適用される可能性はあるのでしょうか。また、過去に工期が延長されたことがありますか。</p>	<p>辞退した者にヒアリングしたところ、物価上昇幅が不透明だったため、契約から部材の発注をする間の増加は微増に留まる可能性があり、微増の場合、同条第2項の金額を下回ることも予想されたため、経営判断により辞退したと聞いております。</p> <p>ご認識のとおりです。</p> <p>令和3年度に実施した設計業務では、性能や船型を設計するものであり、当該基本設計を元に建造船所にて、船殻や強度計算等の詳細設計を行います。が、予定価格「9. 設計費」で計上している費用は、当該詳細設計の費用であり承認図書とは直接的な関係はございません。</p> <p>ご認識のとおりです。</p> <p>競争性が働くものとそうでないものを近隣の造船所にヒアリングし、競争性が働くものについて、一般的な値引き率を考慮しております。</p> <p>納期については、設計業務で算出されたものとなり、設計期間、工期及び近年、機器類の部材不足による納期がかかるもの等を総合的に考慮し算出された適正な工期となっております。</p> <p>横浜税関の過去の監視艇建造に係る契約においては、工期が延長されたことはございません。</p>

意見・質問	回答
<p>建造船の瑕疵担保責任については、本契約上でどのように扱っているかを教えてください。民法上の責任について、特に、契約で修正をしているような点などはありますか。特に、新造船の場合は、引き渡し後の不具合などの問題が生じる場合が多くあるように理解しています。</p>	<p>本件の瑕疵担保責任については建造物件の引渡しを受けた日から1年以内に行うこととしており、契約不適合が入きよ又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないもの場合は、引渡し後1年以上2年以内において最初の入きよ又は検査終了の時までとしております。他の請負契約書は一般的に引渡し後2年以内としています。</p>